

浄化槽の検査に関する通知書

年 月 日

様

住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

法定代理人

住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電 話 番 号

浄化槽管理士

年 月 日にあなた様の浄化槽の保守点検を環境省関係浄化槽法施行規則第2条の保守点検の技術上の基準に基づき実施した結果を踏まえ、川口市浄化槽保守点検業者登録条例第11条第3項の規定により下記のとおり通知します。

なお、浄化槽の検査については、備考をご覧ください。

記

浄化槽の設置場所	川口市
お知らせすること	浄化槽法第 条第1項に規定する水質に関する検査が行われていないこと。

備考 浄化槽管理者（浄化槽を所有する者等）は、浄化槽法（以下「法」という。）の規定により、1の検査を受け、その後は2の検査を受けなければなりません。

1 浄化槽設置後の検査（法第7条第1項）

※ 使用開始後3か月を経過した日から5か月間に1回。

2 1の検査を受検した後の定期検査（法第11条第1項）

※ 1の検査を受検した日から1年以内に1回、その後は定期検査を受けた日から1年の期間ごとに1回。